

レンタカーご利用にあたっての注意事項

① ガソリンについて

- ・ご利用になったお車は最寄りの給油所にて、満タンにしてご返却お願い致します。
- ※燃料が満タンでは無い場合は、現金にてお知らせをお願い致します。(当社規定による金額)

② 延長について

- ・予定期間延長をご希望の場合はお早めにご連絡お願い致します。
- ・事前の連絡があっても、予約状況次第では、同じ車両での契約延長をお断りする場合がございます。
- ・ご連絡無しでご返却時間が過ぎた場合はレンタカーの営業補償料として5万円のご請求をさせていただきます。

③ 道路交通法違反について

- ・道路交通法違反の場合は、罰則金相当額をご請求させていただきます。

④ 喫煙について

- ・禁煙車での喫煙が発覚した場合は、清掃代実費及びレンタカーの営業補償料のご請求をさせていただきます。

⑤ ペットについて

- ・原則としてペットの乗車は禁止です。無断でペットの乗車が発覚した場合は、清掃代実費及びレンタカーの営業補償料のご請求をさせていただきます。

⑥ 事故について

- ・必ず警察へ連絡してください。(日本の道交法において事故届出は義務です)
- ・車両備え付けのドライブレコーダーからも連絡出来ます。

⑦ レッカー利用の代金について

- ・事故、故障、トラブル等によるレッカー手配については、車両備え付けのドライブレコーダーからお願い致します。
- ・ご自身でレッカーを呼んだ場合、全額負担となる可能性もございます。

⑧ パンク修理代金について

- ・レンタカーご利用中のパンク修理代金は、全額お客様負担となります。

⑨ 破損、汚損、紛失について

- ・ 鍵の紛失や、装備品（カーナビ等）の破損により発生する代金は、全額お客様負担となります。
- ・ 異常な汚れや強烈な臭いがある場合は、清掃代実費及び**レンタカーの営業補償料**のご請求をさせていただきます。

⑩ お客様の過失による事故について

- ・ レンタカーによる事故で自動車保険を適用した場合は、事故の大小に関わらず、対物免責10万、車両免責10万及び**レンタカーの営業補償料**のご請求をさせていただきます。

⑪ 重過失とみられる事故について

- ・ 重過失とみられる事故を起こした場合、自動車保険が適用できなる他、レンタカー車両の時価価格及び**レンタカーの営業補償料**のご請求をさせていただきます。（わき見運転等前方不注意を除く、法令違反、貸渡契約違反、居眠り運転、酒気帯び運転、著しい速度超過 等）

注意 保険・補償制度が適用されない例

- ・ 警察に事故の届出を実行しなかった場合（事故証明がない場合）
- ・ 無免許運転による事故
- ・ 酒気帯び運転・麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転してる場合による事故
- ・ キーを車内に放置して盗難にあった場合

株式会社 エーツーワークス

〒412-0038 静岡県御殿場市駒門 477-1

電話番号 0550-70-4123